

「研究する権利」と成果を守るために

寄稿 山田剛志・成城大教授

発明者も知財利用へ

制度・運用改革が不可欠

全国で民間企業と大学などが連携する産学共同研究が増えている。一方で知的財産（知財）を巡り、研究者と組織の間でトラブルに発展するケースもあるという。知財や研究者の権利保護に詳しい山田剛志・成城大教授（村上市出身）に寄稿してもらった。

私は、大学で教鞭を執る研究者であると同時に、弁護士としても活動している。近年は特に、産学共同研究の現場における研究者の権利保護に関心を寄せ、その実務にも深く携わってきた。年間数件は全国各地の大学研究者から、筆者のもとに相談が寄せられる。中でも特に深刻なのは、共

産学連携 移籍に伴う問題も

同研究における発明者の権利の問題だ。

企業と大学が共同で研究を行う際、契約は大学学長と企業代表者との間で締結され、研究者本人は契約の当事者とはならず、単なる「担当者」となる。仮に研究成果から特許が出ても、出願人は大学と企業であり、発明者である研究者個人は特許権を取得できないのだ。つまり、研究者は発明者でありながら、自らの発明した特許権者となれない。これは特許法第35条の「職務発明」に関する制度に基づき、文部科学省等が策定したガイドラインに沿って運用されている。

だが、元々の職務発明の状況と、大学の研究は性質が根本的に異なる。企業ではテーマや資金は上から与えられるが、大学では研究者が自ら科学研究費補助金（科研費）等の研究費を獲得し、テーマも自ら設定する。こうした違いが、研究者の権利をめぐるトラブルの背景となっている。

実際、私が受けた相談では、研究者個人で研究の成果を使用したことで、企業が大学に対し「研究者が自社の特許を侵害した」と主張し、大学側も研究者を疑う事態に発展した。後に裁判でその研究が研究者の発明

であることが認められたが、誰もが同様に救済されるとは限らない。産学連携の現場では、学会的な善悪だけでは乗り切れず、研究者には契約や知財に関する基本的理解と制度的保護が不可欠である。

この問題を象徴するのが、2014年に世界初の移植が成功した、人工多能性幹細胞（iPS細胞）を用いた治療技術の開発者・高橋政代氏の事例である。高橋氏は網膜色素上皮細胞の製造技術の発明者の一人でありながら、職務発明として理化学研究所に特許の権利を譲渡。理研は企業と独占契約を結び、退職後の高橋氏は自身の技術を自由に使用できなくなった。結果として21年に特

許庁長官に裁定請求を行った点で、画期的な一歩といえる。ただし、指針には法的拘束力がなく、各大学の裁量によって運用に差が出る恐れがある。今後は、ガイドラインの義務化、契約テンプレートの整備、相談窓口の設置、教育研修の充実など、実効性を担保する制度支援が求められる。そのための法律専門家の援助が不可欠だ。

研究者が安心して研究に打ち込める環境を整え、知的財産を公益に活用するためには、制度と運用の両面からの改革が必要だ。

新潟県内でも新潟大や長岡技術科学大といった理系研究者が多く在籍する大学があり、また県内企業との共同研究も少なくない。これらは身近な問題であり、改革を進めることで研究者が育つ土壌をつくることにもつながっていく。今回の内閣府の指針はその出発点であり、学術と社会をつなぐ持続可能な仕組みの構築が、今まさに求められている。



やまた・つよし 1965年、村上市出身。新潟大学法学部卒、一橋大学大学院修了。博士（法学）。新潟大学准教授を経て現職。専門は会社法・金融法。弁護士。主な著作に「搾取される研究者たち」、「金融自由化の保護法制」など。



イラストはデジタル報道センター・高木杏珠

管理とのバランスを図った点で、画期的な一歩といえる。ただし、指針には法的拘束力がなく、各大学の裁量によって運用に差が出る恐れがある。今後は、ガイドラインの義務化、契約テンプレートの整備、相談窓口の設置、教育研修の充実など、実効性を担保する制度支援が求められる。そのための法律専門家の援助が不可欠だ。